

DONGJIN AGENCY CO.,LTD.

Koyo Building, 10-17, Hamamatsucho 1-chome,
Minato-ku, Tokyo 105-0012, Japan
TEL : 03-6778-1801
FAX : 03-6778-1821

消防法該当貨物の取扱いについて（重要なお知らせ）

平素より当社船舶サービスをご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

当社にて取り扱う貨物のうち、**消防法**に該当する危険物につきましては、日本国内港湾地区での蔵置・保管に際し、所轄消防署への事前申請等が必要となる場合があります。

申請未了の場合、貨物の搬入・蔵置が認められないほか、輸入貨物については即日搬出条件となる場合があります。

つきましては、消防法該当貨物の取扱いについて下記のとおりご案内申し上げます。

輸出貨物について

消防法該当貨物を輸出する場合、港湾地区での蔵置には事前申請が必要となります。

申請が完了していない貨物については、港への搬入および蔵置ができません。

そのため、申請未了の場合はCY・倉庫への搬入をお断りする場合があります。

貨物搬入前に、必要な申請手続きを完了していただきますようお願いいたします。

輸入貨物について

輸入貨物が消防法該当貨物に該当する場合、港湾地区での蔵置には事前申請が必要となります。

申請が未了の場合、港での保管が認められないため、原則として即日搬出（当日引取）条件となる場合があります。

輸入貨物についても、事前に貨物内容をご確認いただき、必要な手続きをお願いいたします。

IMDG 危険物と消防法危険物の違いについて

船舶輸送における危険物は、**IMDG Code により分類されますが、

日本国内の港湾地区での蔵置・保管については、消防法**による規制が別途適用される場合があります。

そのため、以下のようなケースが発生します。

- IMDG 危険物ではないが、消防法危険物に該当する貨物

DONGJIN AGENCY CO.,LTD.

Koyo Building, 10-17, Hamamatsucho 1-chome,
Minato-ku, Tokyo 105-0012, Japan

TEL : 03-6778-1801

FAX : 03-6778-1821

- IMDG 危険物には該当するが、消防法危険物には該当しない貨物
- 両方に該当する貨物

このように、両制度は分類基準が異なるため、
IMDG 危険物に該当しない場合でも、消防法危険物に該当する可能性があります。
その場合、港湾地区での蔵置には消防署への申請が必要となります。

荷主様へのお願い

以下に該当する可能性のある貨物については、事前に当社へご連絡ください。

- 消防法危険物に該当する貨物
- 可燃性液体、塗料、溶剤等を含む貨物
- 化学品など危険物に該当する可能性のある貨物

なお、消防法該当可否については、SDS（Safety Data Sheet／安全データシート）等により
事前にご確認ください。

また、消防法該当貨物であるにもかかわらず未申告であった場合、船積みの遅延、搬入拒否、
引取遅延等が発生する可能性があります。当社ではその責任を負いかねますので予めご
了承ください。

本件に関するお問い合わせ先

消防法該当貨物の取扱いおよび申請手続きについては、当社担当部署までお問い合わせく
ださい。（運航部 03-6778-1802）